

マツダグループ従業員の皆様に特別なお知らせです

SOMPOケアとマツダエースの業務提携による優待
 <団体保険に加入していなくてもご利用いただけます>

お客さまへの特典 **3%割引**

ご紹介いただいたお客様^(※1)が、SOMPOケアが運営する老人ホーム等^(※2)へ入居された場合、優待割引いたします。

毎月の家賃相当額から**3%割引^(※3)**いたします
 (契約終了まで)

*SOMPOケアラヴィーレで前払金プランをご利用の場合、前払金の3%を割引いたします。

- (※1) 2親等以内のご親族が対象
- (※2) 介護付きホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- (※3) 一部施設において、1か月分家賃無料となります(3%割引は不適用)。

ご注意

- インターネットの比較情報サイト等や紹介事業者など他の紹介者へ、弊社施設の資料請求や見学依頼を行っている場合は対象外となります。
- 弊社施設へ初めてご入居される方を対象としており、既にご入居されている方は対象外となります。
- その他の割引制度との併用は出来ません。
- 一部(フランチャイジーが運営するホーム等)優待対象外の施設がございます。
- デイサービス、ショートステイは優待割引の対象外です。

介護なんでも相談室 **無料**

◆介護に悩んだ際や日常のささいなこと
 介護のことならなんでもご相談ください。

フリーコール 0120-155-703
 ※午前9時～午後6時(土・日・祝日も受付)

〈具体的相談例〉

- ・最近、母の様子がいつもと違うんだけど、どこに相談すればいいんだろう?
- ・介護保険では、どんな介護サービスが受けられるのかな?
- ・介護って費用はどのくらいかかるのかな?
- ・認知症や他の病気でも相談できるかな?
- ・老々介護、認知介護でもう限界。取りあえず話を聞いてほしい。

*本サービス内容は予告なく変更または中止する場合があります。

保険金の請求はメールや電話でご連絡下さい!

◆請求連絡時教えていただきたいこと

- ①社員番号
 - ②お名前(フルネーム)
 - ③連絡先
 - ④ご請求の内容
- ※メールでご連絡の際は件名に「請求の依頼」と入力ください。

◆保険請求時連絡先

マツダエース株式会社	
TEL:082-565-6608	TEL:0835-29-3316
MAIL:hoken@mazdaace.co.jp	MAIL:hofu@mazdaace.co.jp
受付時間:(電話)平日 9:00~18:30 (店頭)平日10:00~18:30	受付時間:平日9:00~18:00
損害保険ジャパン株式会社[事故サポートデスク]	
TEL:0120-727-110	受付時間:24時間365日

<取扱代理店> マツダエース株式会社 ライフサポート本部 保険サービス部

【広島】
 〒735-0028
 広島県安芸郡府中町新地3-1
 (マツダ株式会社本社工場内)
 内線:56541 外線:082-565-6541
 F A X :082-565-6587
 mailto:hoken@mazdaace.co.jp
 受付時間:平日10:00~18:30



広島メールアドレス

【防府】
 〒747-0835
 山口県防府市西浦888-1
 (マツダ株式会社防府工場西浦工場内)
 内線:43730 外線:0835-29-3316
 F A X :0835-29-3186
 mailto:hofu@mazdaace.co.jp
 受付時間:平日9:00~18:00



防府メールアドレス

マツダグループの皆さまへ

マツダグループ団体保険制度

マツダ安心マイプラン

マツダグループ団体割引適用でご加入いただきやすい保険料となっております。
 ぜひ内容をご確認ください。



最大 **47.5% OFF**
 ※団体割引25%
 優良割引30%

必要な補償を自由に設計
 家族も加入できる!

マツダ・フレックスベネフィット対象商品
 ※マツダ社員の方はポイントの申請ができます

保険期間 2024年1月1日午後4時～2025年1月1日午後4時まで
 ※中途加入の場合は、加入申込月の翌月1日から2025年1月1日午後4時までが補償期間となります。

支払方法 給与控除12回払 2024年3月給与控除開始
 ※中途加入の場合は、加入日の2ヶ月後の給料より給与控除が開始となります。

加入者証 2024年1月22日(月)以降 WEBで確認可能

募集締切日 2023年11月17日(金)
 ※加入内容に変更のない方は、自動継続となりますので、お手続きは不要です。
 ※中途加入の場合は加入月の前月末までにマツダエースまでお申し込みください。

ご加入内容に関する大切なお知らせ *現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願い申し上げます。

ケガの補償(オプションプラン含む)について、2年間連続で1年間につき2回以上保険金支払いがあった被保険者の方につきましては、ご加入対象外とさせていただきます。

マツダ安心マイプランにご加入の皆さまへ

2024年1月1日保険始期の契約はWEB手続きとなります。
 また、紙で配布しておりました加入者カードもWEBでの確認へと変更いたします。
 いつでもどこでもご自身の加入内容をスマホやご自宅のパソコンからご確認いただけます。

～『マツダ安心マイプラン』～

「マツダ安心マイプラン」はマツダグループの皆さまがライフスタイルに合わせて、必要な補償(マイプラン)を自由に設計できる団体保険制度です。適用された保険料で加入しやすくなっております。社員の皆さま以外にご家族も加入することができます。マツダグループのスケールメリットを活かした団体割引もぜひ皆さまとご家族の方が安心・安全な生活を送っていただくためのパートナーとしてご活用ください。

マツダ安心マイプラン INDEX

マツダ安心マイプラン(補償の一覧表)	P1-2
モデルプラン・手続き方法	P3-4
①ケガの補償・日常リスクへの補償	P5-6
②病気の補償	P7-8
③がんの補償	P9-10
④休業補償	P11-12
⑤介護の補償	P13-16
⑥弁護の補償	P17-20
プランニングシート	P21-22
各種サービスのご案内	P23-24
告知の大切さ	P25
よくあるお問い合わせ	P26

6つの補償から必要な補償を自由に組み合わせてご加入いただけます。

ケガの補償 +日常リスクへの補償

ケガの入院・手術・通院はもちろん、オプション加入で、賠償責任や携行品損害も補償します！

熱中症による入院・通院等も補償します。

病気の補償

病気の入院を日帰り入院から補償します！

入院日額1,000円から10,000円までご希望の口数でご加入いただけます！

がんの補償

がんによる入院・手術はもちろん、外来治療も補償します！

診断保険金100万円は何回でも(ただし2年に1回)お支払い！入院は支払い限度日数無制限です！

休業補償

病気やケガで長期間働けなくなった場合の収入の減少を補償します！

入院中はもちろん、医師の指示による自宅療養中も補償の対象です！

介護の補償

公的介護保険制度でカバーできない自己負担部分を補います！

介護一時金の使い方は自由です。介護となった場合の負担軽減ができます。

弁護の補償

法的トラブルに遭遇した際の弁護士費用をサポートします！

弁護士紹介サービスをご利用いただけます。

充実のサポートサービス

健康・医療・介護関連相談、介護サービスの紹介など、幅広いサービスで生活をサポートします！

※ご加入内容によって利用可能なサービスが異なります。

◆詳しくはP23-24をご確認ください。

※この補償内容一覧表は、「マツダ安心マイプラン」の概要を説明したものです。詳しい補償内容につきましては、5ページ以降をご確認ください。

●：各保険に自動でセットされる基本補償です。

☆：各保険に任意でセットすることができるオプション補償です。オプションのみでのご契約はできません。

補償の一覧表	告知有無	被保険者 (加入できる方)	病気やケガ							日常リスク				休業	介護	弁護	
			死亡・後遺障害	入院	手術	通院	先進医療	がん診断保険金	抗がん剤治療	個人賠償責任	携行品補償	ホールインワン・アルパトロス	救済者費用	所得補償	介護一時金	弁護士費用	
①ケガの補償 +日常リスクへの補償 P5-6	×	本人 配偶者 家族	●	●	●	●					☆	☆	☆	☆			
②病気の補償 P7-8	○	本人 配偶者 家族 (年齢制限)0歳～69歳		●	●		☆ 注1	● 2年に1回を限度に回数無制限			☆ 国内の事故なら、相手との示談交渉も保険会社にお任せ！						
③がんの補償 P9-10	○	本人 配偶者 家族 (年齢制限)0歳～69歳		● がんのみ	● がんのみ	● がんのみ(外来治療)	☆ 注1	● がんのみ	☆ がんのみ						● メンタルヘルスの不調による休業も補償!		
④休業補償 P11-12	○	本人 (年齢制限)15歳～69歳		● 支払限度日数無制限											● 一時金で受け取れます		
⑤介護の補償 P13-16	○	本人 配偶者 家族 (年齢制限)0歳～79歳													●		
⑥弁護の補償 P17-20	×	本人 配偶者 家族 (年齢制限)18歳～79歳															●

＜告知が必要な保険について＞告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

注1 先進医療等費用補償特約は、病気の補償またはがんの補償どちらかにセットできます。両方に付帯することはできません。



選べる基本補償は6つ

ケガの補償
+日常リスクの補償..5ページ

病気の補償..7ページ

がんの補償..9ページ

必要な補償を
自由に選択！

休業補償..11ページ

介護の補償..13ページ

弁護の補償..17ページ

スタンダードプラン 保険料例

こんなに
広い補償が

24歳の場合
月額 **1,310円**

35歳の場合
月額 **1,760円**

①ケガの補償

傷害総合保険

■死亡・後遺障害300万円 ■入院1日につき1,500円
■手術<入院中>3万円 <外来>7,500円 <重大手術>6万円
■通院1日につき1,000円 ■特定感染症補償 ■天災危険補償

②日常リスク

傷害総合保険特約

■個人賠償1億円 ■携行品損害(自己負担3,000円)10万円

③病気の補償

新・団体医療保険疾病保険特約

■入院1日につき5,000円
■手術<入院中>10万円 <外来>25,000円 <重大手術>20万円
■先進医療特約1,000万円

④がんの補償

新・団体医療保険がん保険特約

■がん診断保険金100万円 ■入院1日につき5,000円
■手術<入院中>10万円 <外来>25,000円 <重大手術>20万円
■通院1日につき3,500円 ■抗がん剤1か月あたり60か月限度5万円

⑤弁護の補償^{※2}

新・団体医療保険弁護士費用総合補償特約

■法律相談(自己負担1,000円)通算10万円
■弁護士委任(自己負担10%)通算300万円

※2 補償対象法的トラブル
人格権侵害・被害事故

必要に応じて追加すれば
さらに安心!

介護の補償

休業の補償

自転車の補償



自転車保険の**加入義務化**が全国で進んでいます。

ケガの補償+個人賠償責任で安心!

相手をケガさせてしまった場合の賠償や、自分がケガをした場合も補償します。
自転車運転中だけでなく、交通事故等によるケガや日常生活上での賠償事故も対象です。

ご家族
まとめて



ケガの補償
【家族型】

ご家族が4人以上の場合、ケガの補償は【家族型】へ変更しましょう!
他の補償は基本プランを参考にしておひとりずつご検討下さい。

定年退職後は



団体傷害保険
(OB専用)

「マツダ安心マイプラン」は**在職中の保険**です。
定年退職後は「団体傷害保険(OB専用)」でおケガの補償をご継続頂けます。
*エキスパート社員はマツダ安心マイプランをご継続いただけます。

お手続き方法 (新規加入・内容変更) WEB 手続き

スマートフォン・パソコンより手続きサイトへアクセスのうえ、お手続きください。

①手続きサイトへアクセス

マツダエース 保険の手続き



こちらの二次元コードを読み込んで
かんたんお手続き!!

②ログイン

- (1)会社名をプルダウンから選択します。
- (2)IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。

ログインID:社員番号(数字のみ) パスワード:西暦生年月日(数字8桁)

※2023年7月時点の社員番号をログインIDとして登録しています。それ以降に社員番号変更があった場合は、変更前の社員番号を入力してください。

③お手続き

【募集期間中2023年10月16日~2023年11月17日】

新規加入・変更手続きが行えます。ただし、脱退手続きはできませんので、マツダエースまでご連絡ください。
既加入者の方で補償内容にご変更がない場合は、自動継続となりますので、お手続きは不要です。

※募集期間外のお手続きについてはマツダエースまでご連絡ください。

④WEB加入者カードの確認

2024年1月22日以降、上記お手続きサイトにてご確認いただけます。

1 ケガの補償

加入できる方 従業員本人 配偶者 子ども 両親 兄弟姉妹 同居の親族

＋ 日常リスクへの補償(傷害総合保険)

保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊「特に重要なお知らせ」に記載されていますので、必ずご確認ください。



補償内容



Point!
特定感染症・天災あり
プランにすれば、地震等によるケガも補償されます!

被保険者(保険の対象となる方)が、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合等に、保険金を支払います。

保険金種類	補償の概要
死亡・後遺障害(ケガ)	事故によりケガをされ、事故の発生からその日を含めて180日以内に死亡、または後遺障害が生じた場合に保険金を支払います。(※後遺障害保険金については、程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%から100%)
入院(ケガ)	事故によりケガをされ、入院した場合、1日目から入院保険金日額を支払います。 支払限度日数1,000日
手術(ケガ)	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために手術を受けた場合に、入院中の手術は入院保険金日額の20倍の額を、入院を伴わない外来の手術は5倍の額を支払います。また、所定の重大な手術は手術入院・外来手術ともに、40倍の額を支払います。
通院(ケガ)	事故によりケガをされ、通院した場合に、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1日につき通院保険金日額を支払います。 支払限度日数90日
NEW 熱中症危険補償	日射または熱射による身体の障害を補償を補償します。

特定感染症・天災ありプランのみ	補償の概要
特定感染症危険補償	特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として生じた傷害(後遺障害・入院・通院)を補償します。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2023年5月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。
天災危険補償	地震・噴火またはこれらによる津波により生じた事故による障害を補償します。

プラス	賠償事故(示談交渉サービス付)	携行品損害	ホールインワン・アルバトロス費用	救援者費用等	
	自転車と他人と接触しケガを負わせた	かばんをひったくられた	カメラが落ちて壊れた	ホールインワンを達成	スキー中に遭難して救助を必要とした

プランA 個人賠償責任
示談交渉サービス付(日本国内のみ)

家族全員の日常生活における法律上の賠償責任を補償します。
例) ● 子どもが他人の家のガラスを割ってしまった。
● マンションで階下に水漏れをした。
● 飼い犬が他人にケガをさせた。
● お店の商品を壊した。 など

最大1億円

プランB 携行品損害

偶然な事故による携行品の破損・盗難などを補償します。
例) ● 旅行中バッグが盗難にあった。
● 旅行中カメラが落ちて壊れた。
● プレー中ゴルフクラブが壊れてしまった。 など

保険金額は最大10万円、最大20万円、最大30万円の3種類から選択可能です。
(1事故につき自己負担額3,000円)

漁具は補償対象外です。

プランC ホールインワン・アルバトロス費用

ホールインワン・アルバトロス達成による記念品購入や祝賀会の費用をお支払いします。 ⚠

保険金額は、最大30万円、最大50万円の2種類から選択可能です。

プランD 救援者費用

日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等、これらによって生じた捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等に対して、補償します。

最大300万円

⚠ 日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し、ゴルフ場所属のキャディを補助者として、パー35以上の9ホールを正規にラウンドした場合のホールインワンまたはアルバトロスに限り、なお、キャディなしでも一定の条件(別冊「特に重要なお知らせ」P5参照)を満たせば、保険金支払いの対象となります。

保険料・保険金額

(保険期間1年、団体割引25%、優良割引30%、職種級別A級、手術保険金倍率変更特約、重大手術保険金倍率変更特約および熱中症危険補償特約セット、特定感染症・天災ありプランは特定感染症危険補償特約・天災危険補償特約セット)

個人型	基本プラン①②		基本プラン③④		オプションプラン ※オプションプランのみの加入はできません。							
	特定感染症あり・天災あり		特定感染症なし・天災なし		A.個人賠償責任	B.携行品			C.ホールインワン・アルバトロス	D.救援者費用		
型名	P1	P2	P3	P4	型名	WP1	XP3	XP1	XP2	YP1	YP2	ZP1
1口あたり保険金額	死亡	入院/通院	死亡	入院/通院	保険金額	1億円	10万円	20万円	30万円	30万円	50万円	300万円
1口あたり保険料(月払)	80円	290円	70円	250円	保険料(月払)	90円	40円	70円	110円	180円	310円	10円
口数制限	3~20口	1~5口	3~20口	1~5口								

死亡・入院通院はセットでご加入ください

死亡・入院通院はセットでご加入ください

※<重大手術の場合>入院保険金額日額の40倍
 <重大手術以外の場合>入院中の手術:入院保険金日額の20倍
 外来の手術:入院保険金日額の5倍

家族型	基本プラン①②		基本プラン③④		オプションプラン ※オプションプランのみの加入はできません。							
	特定感染症あり・天災あり		特定感染症なし・天災なし		A.個人賠償責任	B.携行品			C.ホールインワン・アルバトロス	D.救援者費用		
型名	F1	F2	F3	F4	型名	WF1	XF3	XF1	XF2	YF1	YF2	ZF1
1口あたり保険金額	死亡	入院/通院	死亡	入院/通院	保険金額	1億円	10万円	20万円	30万円	30万円	50万円	300万円
1口あたり保険料(月払)	280円	1,040円	220円	880円	保険料(月払)	90円	70円	110円	160円	440円	730円	30円
口数制限	3~20口	1~5口	3~20口	1~5口								

死亡・入院通院はセットでご加入ください

死亡・入院通院はセットでご加入ください

※<重大手術の場合>入院保険金額日額の40倍
 <重大手術以外の場合>入院中の手術:入院保険金日額の20倍
 外来の手術:入院保険金日額の5倍

※団体割引、過去の損害率による割引率は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

【家族型の被保険者(補償の対象となる方)】
 ①本人 ②配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子

【個人賠償責任の被保険者(補償の対象となる方)】(個人型・家族型ともに)
 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。
 ※詳しくは別冊の「特に重要なお知らせ」をご確認ください。

2 病気の補償

(医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険)

加入できる方 従業員本人 配偶者 子ども 両親 兄弟姉妹 同居の親族

保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊「特に重要なお知らせ」に記載されていますので、必ずご確認ください。



※詳しくはP25をご確認ください。



補償内容

病気による入院

病気による手術

熱中症を起因とする病気

先進医療の費用

Point!

- ・日帰りの入院・手術も補償します!
- ・オプションで先進医療も補償します!

被保険者(保険の対象となる方)が、疾病を被り、入院または手術を受けた場合に、保険金を支払います。

保険金種類	補償の概要
基本補償	入院(疾病) 病気で入院した場合に、1日目から入院保険金日額を支払います。 1入院あたりの支払限度日数180日 通算支払限度日数1,000日
	手術(疾病) 病気で手術を受けた場合、もしくは骨髄幹細胞採取手術を受けた場合、入院中の手術は入院保険金日額の20倍の額を、入院を伴わない外来の手術は5倍の額を、所定の重大な手術は40倍の額を支払います。
	精神障害補償 所定の精神障害を補償します。
オプション	先進医療補償 病気・ケガを原因として先進医療や臓器移植を受けたときの費用を補償します。 最大1,000万円(保険期間通算の限度額はありませぬ。) ※がんの補償の先進医療等費用補償と重複してご加入いただく事はできません。どちらか1つのみご加入いただけます。

※先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)



先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養です。高い治療効果が注目を集めていますが、先進医療に係る費用(技術料)は患者の全額自己負担となるため、高額な治療費が必要な場合があります。

詳しくは右記2次元コードからご確認ください!



入院費用どのくらいかかるかご存じですか?

◆入院した場合の総額は1日あたり 約10,000円

公的医療保険ではカバーされない自己負担

治療費	1日あたり 約2,700円 ^{※1}
差額ベッド代	1日あたり 約6,527円 ^{※2}
食費	1日あたり 約1,380円(1食460円 ^{※3} ×3)

※1 同一月に30日間入院した場合、高額療養費制度適用時の計算式を参考に80,100円÷30日=約2,700円と計算しています。
 ※2 厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況(令和3年9月)」における差額ベッド代1~4人室の1日あたり平均額です。
 ※3 令和4年5月現在の公的医療保険「入院時食事療養費」
 ※4 令和3年5月現在
 先進医療等費用補償特約は治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。掲載の疾病治療は、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合お支払いの対象になりません。



治療費以外にも費用がかかります!

諸雑費	+ α 付き添いの方の交通費・テレビ代・日用品など
先進医療費	+ α 先進医療の技術料は全額自己負担です。 ^{※4}

(参考) 先進医療1件あたりの費用

陽子線治療	約265万円
重粒子線治療	約316万円

厚生労働省「令和4年6月30日時点における先進医療Aに係る費用」

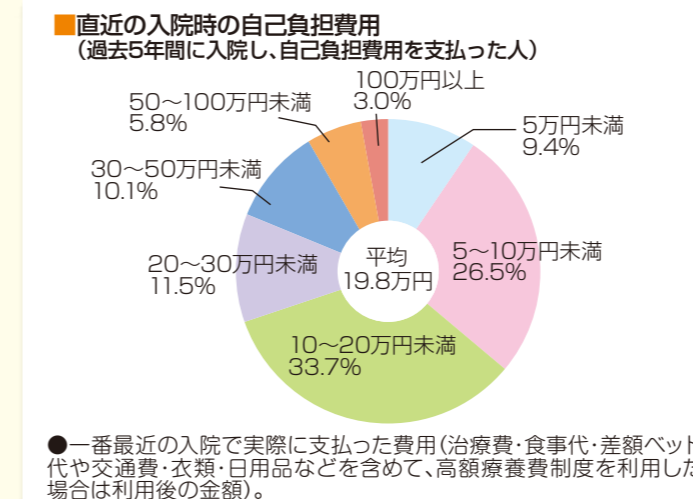
保険料・保険金額

(保険期間1年、団体割引25%、優良割引30%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、精神障害担保特約セット)

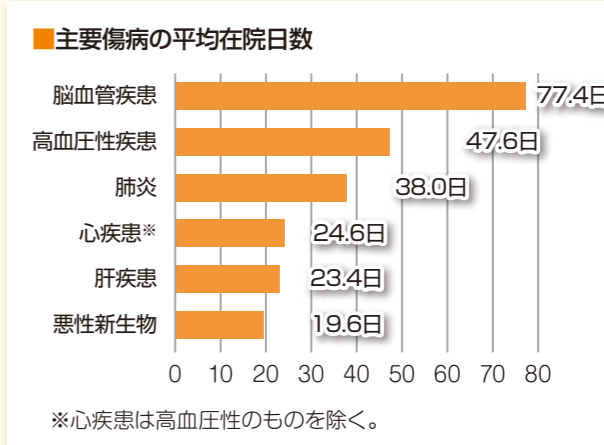
基本補償		SN										オプション
型名	口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	SS
入院保険金日額		1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	先進医療
手術保険金		入院保険金日額×重大手術の場合					手術入院・外来手術ともに40倍					最大1,000万円
		重大手術以外の場合					手術入院20倍、外来手術5倍					
満年齢	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	先進医療	
0~24歳	60円	120円	180円	240円	300円	360円	420円	480円	540円	600円	プラス 50円	
25~29歳	70円	140円	210円	280円	350円	420円	490円	560円	630円	700円		
30~34歳	100円	200円	300円	400円	500円	600円	700円	800円	900円	1,000円		
35~39歳	100円	200円	300円	400円	500円	600円	700円	800円	900円	1,000円		
40~44歳	110円	220円	330円	440円	550円	660円	770円	880円	990円	1,100円		
45~49歳	130円	260円	390円	520円	650円	780円	910円	1,040円	1,170円	1,300円		
50~54歳	180円	360円	540円	720円	900円	1,080円	1,260円	1,440円	1,620円	1,800円		
55~59歳	260円	520円	780円	1,040円	1,300円	1,560円	1,820円	2,080円	2,340円	2,600円		
60~64歳	350円	700円	1,050円	1,400円	1,750円	2,100円	2,450円	2,800円	3,150円	3,500円		
65~69歳	510円	1,020円	1,530円	2,040円	2,550円	3,060円	3,570円	4,080円	4,590円	5,100円		

(※1) 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
 (※2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
 (※3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
 (※4) 新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。満70歳以上の方の保険料については取扱代理店までお問い合わせください。
 (※5) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年5月現在)
 (※6) 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

◆短期入院でも、治療に伴う自己負担費用は意外とがかかります。



◆病気によっては長期にわたる入院を要する場合があります。



<生命保険文化センター「生活保障に関する調査(速報版)」(2022年度)>

<厚生労働省「患者調査」(令和2年)>

病気の補償で万が一に備えましょう!

3 がんの補償

(医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険)

加入できる方 従業員本人 配偶者 子ども 両親 兄弟姉妹 同居の親族

保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊「特に重要なお知らせ」に記載されていますので、必ずご確認ください。



※詳しくはP25をご確認ください。



補償内容



Point!

- ・診断保険金は回数無制限で受け取れます!※
 - ・入院は支払日数無制限!
 - ・通院も補償します!
- ※2年に1回限度

被保険者(保険の対象となる方)が、がんと診断確定され入院・手術・外来治療を開始した場合に保険金を支払います。

保険金種類	補償の概要
がん診断保険金	がんと診断された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始した場合、がん診断保険金を支払います。 2年に1回を限度に回数無制限
入院(がん)	がんで入院した場合に、1日目から入院保険金日額を支払います。 支払日数無制限
手術(がん)	がんで手術を受けた場合に、入院中の手術は入院保険金日額の20倍の額を、入院を伴わない外来の手術は5倍の額を、所定の重大な手術は40倍の額を支払います。
外来治療(がん)	がんで通院した場合に、がん外来治療保険金日額を支払います。 支払限度日数365日 ※ただし、手術・放射線治療・抗がん剤治療に該当する外来治療は支払日数無制限
抗がん剤治療	がんと診断確定され、その直接の結果として抗がん剤治療を開始した場合は、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに、抗がん剤治療保険金を支払います。 支払限度月60か月
先進医療補償	病気・ケガを原因として先進医療や臓器移植を受けたときの費用を補償します。 最大1,000万円(保険期間通算の限度額はありませぬ。) ※病気の補償の先進医療等費用補償と重複してご加入いただく事はできません。どちらか1つのみご加入いただけます。

プラス

オプション

保険料・保険金額

(保険期間1年、団体割引25%、優良割引30%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、がん外来治療保険金支払限度日額変更特約セット)

	基本プラン①	基本プラン②	
型名	SG1	SG2	
診断保険金(がん)	100万円	100万円	
入院(がん)	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	
手術(がん)	重大手術	20万円	40万円
	入院時の手術	10万円	20万円
	外来時の手術	2.5万円	5万円
外来治療(がん)	1日につき 3,500円	1日につき 7,000円	

プラス

満年齢	保険料	保険料
0~24歳	90円	100円
25~29歳	100円	120円
30~34歳	170円	220円
35~39歳	240円	320円
40~44歳	350円	490円
45~49歳	630円	850円
50~54歳	1,010円	1,390円
55~59歳	1,440円	1,990円
60~64歳	2,030円	2,890円
65~69歳	2,960円	4,160円

オプション		
抗がん剤治療		先進医療
ST1	ST2	SS
5万円	10万円	最大 1,000万円

保険料		保険料
20円	30円	50円
50円	100円	
80円	150円	
120円	240円	
210円	420円	
320円	630円	
400円	790円	
550円	1,100円	
780円	1,560円	
1,050円	2,090円	

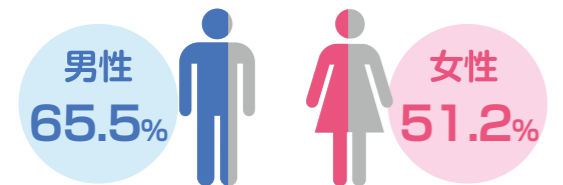
- (※1) 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- (※2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- (※3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- (※4) 新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。満70歳以上の方の保険料については取扱代理店までお問い合わせください。
- (※5) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年5月現在)
- (※6) 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

考えてみよう!「がん」のこと!

◆がんは身近な病気のひとつです。他人事ではありません。

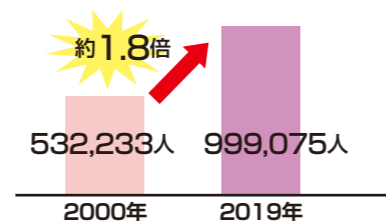
おおよそ**2人に1人**が、一生のうちに「がん」と診断されます。

■一生のうちにがんと診断される割合



1年間でがんと診断される人は**増えています**。

■1年間でがんと診断された人



さらに
がん罹患者のうち
3人に1人
が働く世代です。
※20歳~64歳

国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」(全国がん登録)

◆もしもご自身やご家族が、がんになったら... がんは早期発見すれば治せる時代ですが...

がんの治療にはお金がかかり、**経済的な負担**が大きくなる可能性があります。

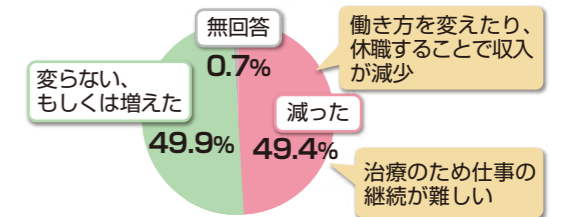
■医療費・自己負担の例(胃がんで15日間入院したケース)

【医療費の総額	2,203,680円】
医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代	133,000円
自己負担合計	309,620円

※40歳男性・給与所得者で月収27万円以上51.5万円未満の例
※医療費の自己負担は高額療養費制度を利用した場合

公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年10月改訂)

■がん罹患による個人収入の変化



東京都福祉保健局2019年「がん患者の就労等に関する実態調査」

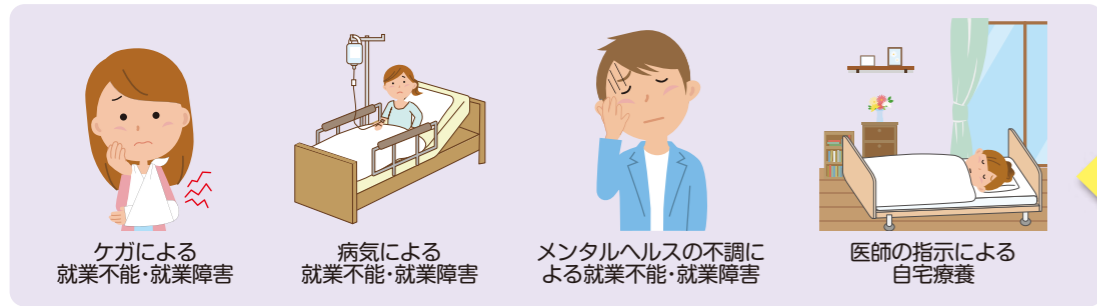
もしもがんのリスクに備えて「がんの補償」があると安心です。

4 休業補償

加入できる方 従業員本人

(団体長期障害所得補償保険・所得補償保険)

補償内容



Point!
 ・業務中、日常生活を問わず補償します!
 ・自宅療養中も補償の対象です!

被保険者(保険の対象となる方)がメンタルヘルスの不調を含む病気やケガで長期間働けなくなった場合の収入の減少を補償します。入院中はもちろん、医師の指示による自宅療養中も補償の対象です。

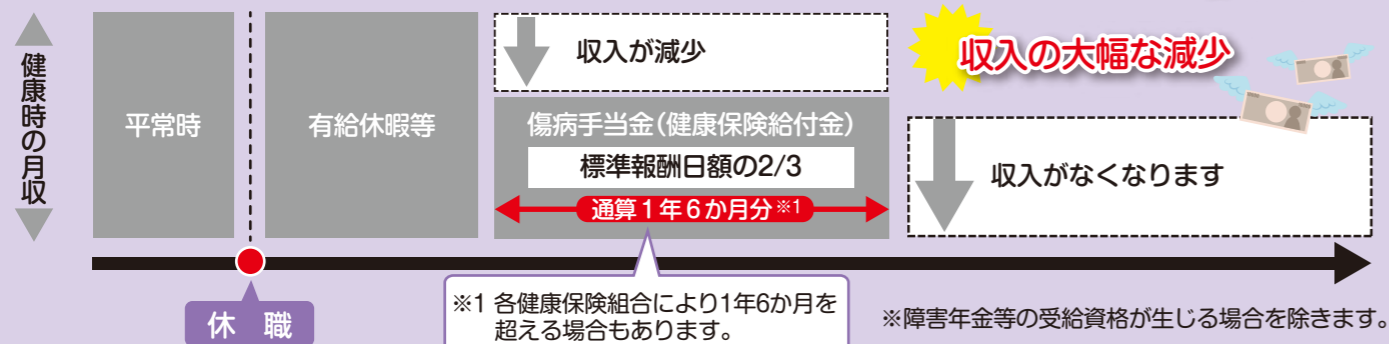
保険金種類	補償の概要	補償対象/対象期間	
		休業補償プラン① (GLTD I)	休業補償プラン② (GLTD II)
団体長期障害所得補償保険金	日本国内・国外において、病気・ケガにより医師の治療を受け、入院または医師の指示による自宅療養により業務に従事できない状態(就業障害)が所定の支払対象外期間(372日)を超えて継続した場合に保険金を支払います。	1年と8日目から60歳の誕生日まで (※注1)55歳以上の方は下記注1を参照 ⚠️	
所得補償保険金	日本国内・国外において、病気・ケガにより就業不能となり、保険期間中に入院もしくは医師の指示による自宅療養のため継続して7日を超えて会社を休んだ場合に就業不能日数に応じて保険金を支払います。 保険金額(月額)×就業不能期間日数/30日 ※初年度加入及び継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。	×	8日目から1年間
精神障害拡張補償	精神障害による就業不能・就業障害も補償の対象となります。 ※該当する精神障害を被った時期が2005年1月1日より前である場合はお支払対象とはなりません。	1年と8日目から 最長2年間	8日目から 最長3年間
死亡・後遺障害(ケガによる※注2)	事故によりケガをされ、事故の発生からその日を含めて180日以内に死亡、または後遺障害が生じた場合に保険金を支払います。	×	対象

※注1 55歳以上の方の補償期間については右記のとおりです。《保険始期日時点の年齢 満55歳:5年間/満56歳:4年間/満57歳~69歳:3年間》
 ※注2 日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合

CHECK!

会社の制度や公的給付のみでは**長期就業障害リスクへの対応が不足します!**

長期休業のリスクに対して、会社の保険制度でカバーしましょう!



保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊「特に重要なお知らせ」に記載されていますので、必ずご確認ください。



※詳しくはP25をご確認ください。



保険料・保険金額

長期療養に備えたい方におすすめ

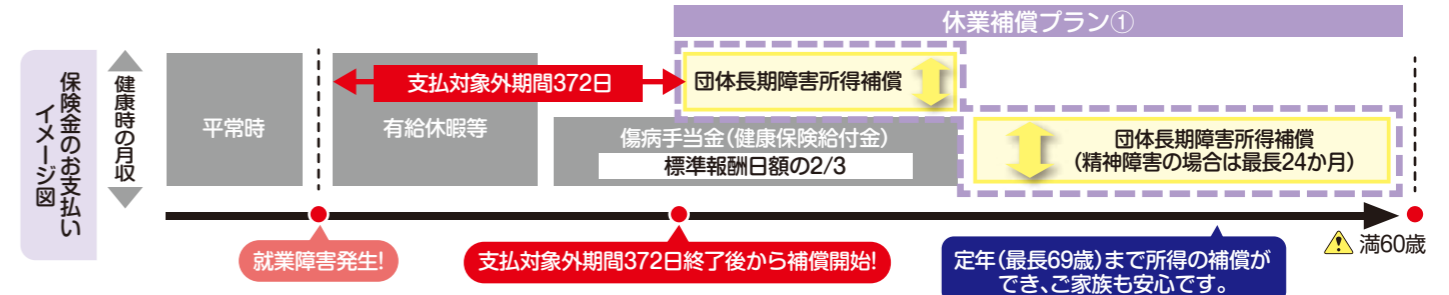
休業補償プラン① (GLTD I)

(団体長期障害所得補償保険:保険期間1年、団体割引25%、精神障害拡張補償特約、天災危険補償特約セット)

支払対象外期間:372日

型名	54歳以下:GL1型 / 55歳:GL15型 / 56歳:GL16型 / 57歳以上:GL17型					
口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口
所得補償月額	(月額) 5万円	(月額) 10万円	(月額) 15万円	(月額) 20万円	(月額) 25万円	(月額) 30万円
保険料【月払】	841円	1,682円	2,523円	3,364円	4,205円	5,046円

病気・ケガで就業障害となった場合



さらに短期療養にも手厚く備えたい方におすすめ

休業補償プラン② (GLTD II)

(保険期間1年、団体割引25%、精神障害拡張補償特約、天災危険補償特約セット)

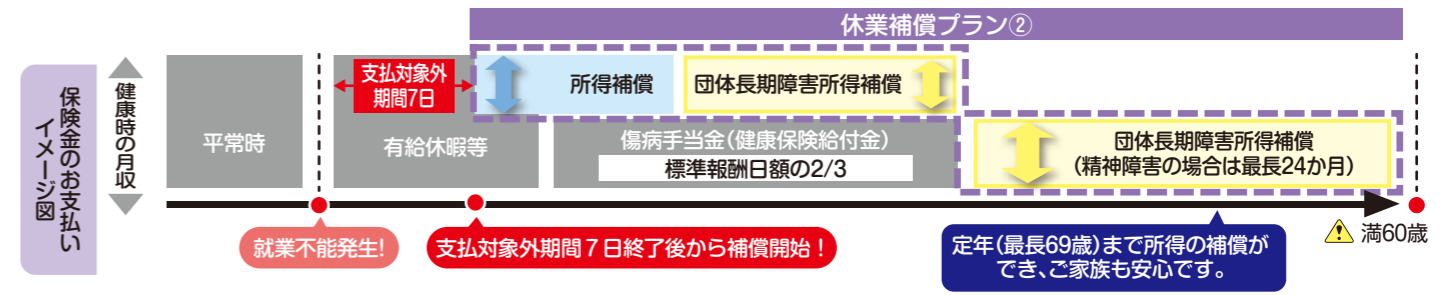
所得補償保険:対象期間1年、支払対象外期間7日
 団体長期障害所得補償保険:支払対象外期間372日

支払対象外期間:7日

型名	54歳以下:GL2型 / 55歳:GL25型 / 56歳:GL26型 / 57歳以上:GL27型					
口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口
所得補償月額	(月額) 5万円	(月額) 10万円	(月額) 15万円	(月額) 20万円	(月額) 25万円	(月額) 30万円
死亡・後遺障害保険金額	最高 250万円の一時金	最高 500万円の一時金	最高 750万円の一時金	最高 1,000万円の一時金	最高 1,250万円の一時金	最高 1,500万円の一時金
保険料【月払】	1,998円	3,996円	5,994円	7,992円	9,990円	11,988円

病気・ケガで就業不能または就業障害となった場合

事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガで死亡・後遺障害が発生した場合



加入にあたっての注意

所得補償月額はご加入直前12か月における所得の平均月間所得額(賞与を含めた年間所得×1/12)の40%以内で選んでください。

他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

※ 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払い責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(注) 平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、平均月間所得額が限度となります。

(※1) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

(※2) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。(2023年5月現在)

(※3) 新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合も満69歳)までの方が対象となります。

補償概要
 モデルケース
 手続き方法
 ケガの補償
 病気の補償
 がんの補償
 休業補償
 介護の補償
 井戸の補償
 プランニングシート
 各種サービスのご案内
 お問い合わせセンター

5 介護の補償

(医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

加入できる方 従業員本人 配偶者 子ども 両親 兄弟姉妹 同居の親族

保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊「特に重要なお知らせ」に記載されていますので、必ずご確認ください。



※詳しくはP25をご確認ください。



補償内容



Point!

一時金の使い方は自由です。介護となった場合の負担軽減ができます。

保険金種類	補償の概要
介護一時金	被保険者本人が要介護2～5に該当した場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態 ^(*) が90日を超えて継続した場合、被保険者に一時金をお支払いします。(下表【要介護度】参照) (*)損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

- (※1) 介護一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回とします。
- (※2) 保険期間中に保険金の支払事由が生じた場合、翌年度以降は加入できません。
- (※3) 保険金をお支払いした場合この特約は失効し、翌月分以降の保険料のお払い込みは不要となります。

介護一時金の活用例 使い方は自由です。介護となった場合の負担軽減ができます。

介護に関わるサービスを利用した際の自己負担金の補てん

- 介護ヘルパー
- 家事代行サービス
- 配食サービス
- 老人ホーム 有料老人ホーム等の入居費用の頭金

福祉車両購入時の頭金

家のリフォーム費用

介護休業による収入減少の補てん

介護用品の購入費用

要介護度

生命保険文化センター「要介護度別の身体状態の目安」より

要介護度	身体の状態(例)
要支援	1 要介護状態とは認められないが、入浴や掃除など日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
	2 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄などは、ときどき介助が必要。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護	1 軽度の介護を必要とする状態
	2 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	3 中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりではできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	4 重度の介護を必要とする状態 食事や排泄にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	5 最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

介護一時金対象

保険料・保険金額

(保険期間1年、団体割引25%優良割引30%)

保険金額の設定はP15-16も参考にしてください。

	プラン①	プラン②	プラン③
型名	SK1	SK2	SK3
保険金額	100万円	200万円	300万円

被保険者の満年齢	保険料	保険料	保険料	
保険料(月払)	0～39歳	10円	10円	20円
	40～44歳	20円	30円	40円
	45～49歳	30円	60円	90円
	50～54歳	60円	120円	180円
	55～59歳	130円	250円	370円
	60～64歳	250円	490円	730円
	65～69歳	420円	830円	1,240円
	70～74歳	880円	1,760円	2,630円
	75～79歳	1,840円	3,680円	5,520円

- (※1) 保険料は被保険者の保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- (※2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- (※3) ご契約は1年ごとの更新となります。更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- (※4) 新規加入の場合、満79歳(継続契約の場合は89歳)までの方が対象となります。満80歳以上の方の保険料については取扱代理店までお問い合わせください。
- (※5) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年5月現在)
- (※6) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

要介護状態となる主な原因をご存知ですか？



■介護が必要となった主な原因(上位3位) (要介護者)

1位	認知症	24.3%
2位	脳血管疾患(脳卒中)	19.2%
3位	骨折・転倒	12.0%

厚生労働省 2019年 国民生活基礎調査の概況

骨折・転倒などのケガが原因で要介護となる場合も多くあります！

ケガで要介護状態となった場合、公的介護保険制度の対象とならない場合があります。

■公的介護保険給付対象(ケガによる要介護状態の場合)

39歳以下	40歳～64歳	65歳以上
対象外	対象外	対象

※詳しくはP15をご参照ください。

安心マイプラン「介護の補償」なら、ケガによって要介護状態となった場合も、補償の対象です！



万が一のリスクに、介護の補償で備えましょう！

補償概要
モデルのお手続き方法
ケガの補償
病気の補償
がんの補償
休業補償
介護の補償
介護の補償
プランニングシート
各種サービスの案内
告知の大切さ

5 介護の補償

加入できる方 従業員本人 配偶者 子ども 両親 兄弟姉妹 同居の親族

(医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

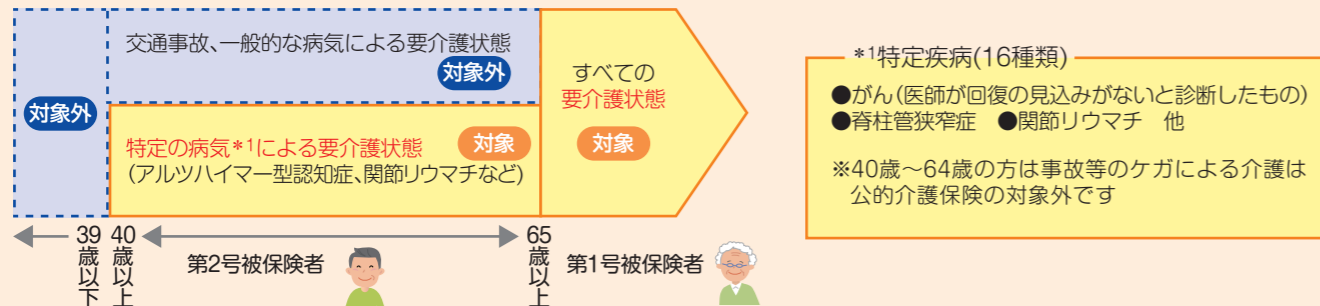
働きながら介護をする人は約**346万人**！ 介護離職者も**10万人**を突破しています

■ 介護が必要となった場合、まずは「公的介護保険制度」を利用しましょう

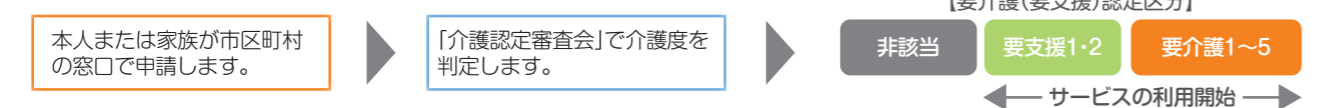
公的介護保険制度を利用できる人

公的介護保険制度では、**40歳以上**の方が介護が必要になった時に所定の**介護サービスを受けることができます。**

●公的介護保険の給付対象者



●公的介護保険を利用するまでの手順



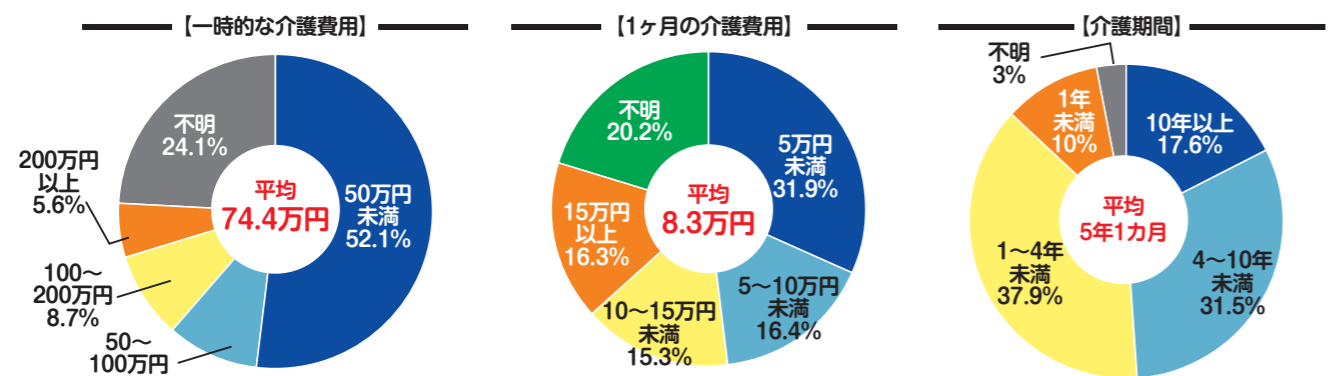
公的介護保険からの支給は「要介護(要支援)認定の区分」に応じて、限度額が決められています。また、介護サービスにかかった費用がこの限度額以内の場合、**費用の1割(または2割・3割*)の負担が必要**となります。**限度額を超えた部分は全額自己負担**となります。

*65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得者は、合計所得金額によって自己負担額は2割または3割となります

数字で見る介護の現状

平均介護期間における平均介護費用

一時的な費用 平均 **74.4万円** + 月々の介護費用 平均 **8.3万円** × 介護期間 平均 **61.1カ月** = 費用総額 平均 **581万円**



住宅改修費や介護用バット購入費、有料老人ホームの入居一時金など。

介護事業者が提供する介護サービスの利用料や福祉用具のレンタル料など。

なかには**10年以上**の長期にわたる場合もあります。

(注)公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

(公財)生命保険文化センター「2021年度 生命保険に関する全国実態調査」より

CHECK!

介護の動画

もしも大切な親が要介護状態になってしまったら...



3分でわかる「介護」のはなし



介護の始まりは突然やってくる。～誰もが介護を担う時代です。

■ 介護が必要となった場合の費用について一例をご紹介します

在宅サービス利用例

要介護2 70歳男性(Aさん)

脳梗塞で倒れて右半身麻痺と軽度の言語障害が残った。息子家族と同居しているが共働きであるため、仕事と介護の両立が大変な負担になっている。

利用する介護サービスメニュー



【1週間のケアプラン*】

(*ケアマネージャーと作成します)

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	短期入所生活介護	
	配食サービス	通所介護	配食サービス	通所介護	配食サービス	ショートステイ(宿泊) ※隔週	
午後	訪問介護	デイサービス	訪問介護	デイサービス	訪問介護		

●Aさんの1ヶ月の利用額※

公的介護保険給付対象	訪問介護	週4回×4週	63,360円
	訪問介護	週3回×4週	27,000円
	訪問看護	週1回×4週	32,840円
	通所介護	週2回×4週	62,960円
	短期入所生活介護	月2回	16,120円
	福祉用具貸与	月額	27,000円
A 合計			229,280円

要介護2の公的介護保険の1か月の支給限度額	197,050円
公的介護保険からの給付(●の9割)	177,345円
① 公的介護保険の自己負担額(●の1割)	19,705円
② 公的介護保険の支給限度額超過額(A-●)	32,230円
③ 公的介護保険対象外のサービス利用額 B	11,000円

自己負担額合計額(①+②+③) **62,935円**

公的介護対象外	配食サービス	週3回×4週	6,000円
	ショートステイ(滞在費・食事代)	月2回	5,000円
B 合計			11,000円

Aさんの1ヶ月の利用額合計 A+B **240,280円**

介護は毎月の費用とは別に、介護環境を整えるための**一時的費用も発生**します。

平均 **74.4万円**

※利用額は目安の金額です。介護サービスの基本単価は要介護度や地域によって異なる場合があります。またサービスの内容によっても変わってきます。

(公財)生命保険文化センター「2021年度 生命保険に関する全国実態調査」より

介護にかかる自己負担費用を保険で準備することを検討しましょう

介護の補償(介護一時金)

～お手軽にご自身・ご家族の介護に備える～



ご自宅の改修や介護用品の購入など、一時的に必要な費用に充てることができます。



*保険金額、保険料は P13～P14 をご覧ください。

補償概要
モデルケース
お手続き方法
ケガの補償
病気の補償
がんの補償
休業補償
介護の補償
介護の補償
プランニングシート
各種サービスの
ご案内
お申し込みの
流れ

6 弁護の補償

弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険

加入できる方 従業員本人 配偶者 子ども 両親 兄弟姉妹 同居の親族

保険金のお支払方法等重要な事項や、弁護士費用補償における補償の重複については、別冊「特に重要なお知らせ」に記載されていますので、必ずご確認ください。



補償内容



Point!
 弁護士紹介サービスをご利用いただけます！

トラブルの当事者が所定の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

保険金種類	補償の概要	
弁護士費用保険金	保険金額 (保険期間1年間につき) 通算300万円限度	弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。 ■お支払いする保険金の額 1つのトラブルに関する 弁護士等への委任にかかった費用 × [100% - 自己負担割合10%]
法律相談・書類作成費用保険金	保険金額 (保険期間1年間につき) 通算10万円限度	弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行う時に負担した法律相談・書類作成費用を補償します。 ■お支払いする保険金の額 1つのトラブルに関する 法律相談にかかった費用 - 自己負担(免責金額) 1,000円

⚠️ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

弁護士費用を補償する5つのトラブル

加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは補償の対象となりません。配偶者の方の補償もご希望の場合は別途ご加入いただく必要があります。(配偶者の方以外の同居のご親族等もご加入いただけます。)

トラブルの当事者
 次のご加入者ご本人、お子様(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

トラブルの当事者
 次の④⑤の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

① 人格権侵害(※2)
 中傷 誹謗
 ・子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
 ・昔の交際相手からストーーカー行為をされている。
 ・ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめられる誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
 ・電車で痴漢被害を受けた。

④ 遺産分割調停
 ・兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
 ・母が全ての遺産を兄に相続させたとして遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。

② 被害事故
 FAKE
 ・路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
 ・インターネット通販の会社から、本物といわれ、偽物のブランド品を売りつけられた。

⑤ 離婚調停(※3)
 初年度契約は保険開始91日目から補償対象となります。
 ・夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
 ・子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。

③ 借地・借家
 ・賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
 ・アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
 ・借りている土地に建てた家の増築を、家主が正当な理由もなく承諾してくれない。

⚠️ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に関わる調停等に要した費用のみ対象**となります。

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
 (※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実が客観的に証明できるトラブルに限ります。
 (※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

保険料・保険金額

(保険期間1年、団体割引25%、優良割引30%)

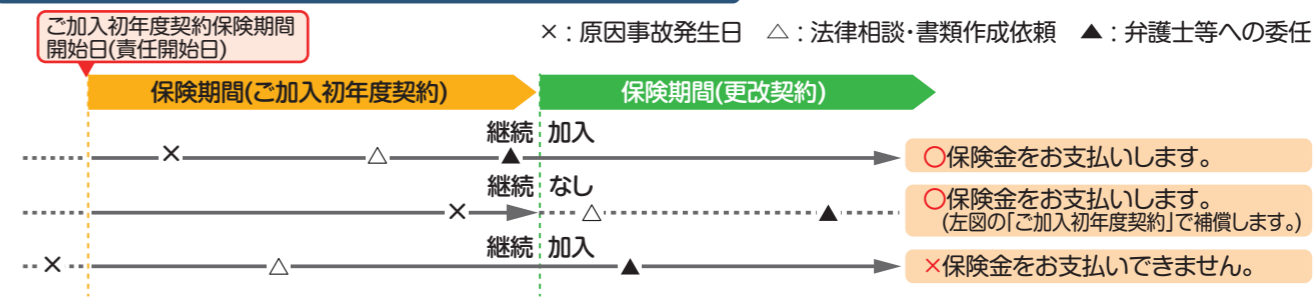
		プラン①	プラン②	プラン③
型名		SB1	SB2	SB3
補償範囲	① 人格権侵害に関するトラブル	●	●	●
	② 被害事故に関するトラブル	●	●	●
	③ 借地または借家に関するトラブル	×	●	●
	④ 遺産分割調停に関するトラブル	×	●	●
	⑤ 離婚調停に関するトラブル	×	×	●
保険金額	法律相談・書類作成費用	通算 10万円 限度(自己負担1,000円)		
	弁護士費用	通算 300万円 限度(自己負担割合10%)		
保険料【月払】		190円	390円	450円

(※1) 団体割引、過去の損害率による割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
 (※2) 新規加入の場合、満79歳(継続契約の場合は満89歳)までの方が対象となります。(未成年を除きます。)

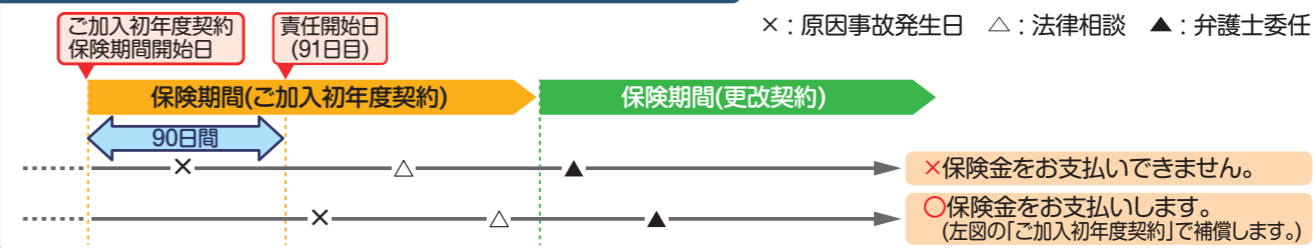
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生をおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、弁護士等への委任もしくは弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼の回数または当事者の人数にかかわらず、それぞれ1つの弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼とみなし、保険金がお支払される最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われた時に一連の弁護士等への委任および弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)



「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

× 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。
 ● 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
 ● 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
 ● 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人権侵害に関するトラブル
 ● 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
 ● 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

補償概要
 モデルのお手続き方法
 ケガの補償
 病気の補償
 がんの補償
 休職補償
 介護の補償
 弁護の補償
 プランニングシート
 各種サービスの案内
 よくあるお問い合わせ

6 弁護の補償

加入できる方 従業員本人 配偶者 子ども 両親 兄弟姉妹 同居の親族

弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険

私たちの身の回りでは、さまざまな法的トラブルが潜んでいます

弁護士費用がどのくらいかかるかご存知ですか？

こどものいじめ

交渉により解決(合意書作成)
 解決までに要した時間の例:6か月
 費用目安:30万円~40万円程度

弁護士費用の例

離婚調停

調停により解決
 解決までに要した時間の例:1年
 費用目安:離婚のみ30万円~
 財産分与や慰謝料を伴う場合には取得した財産の額に応じた費用が加算される(+30万円~50万円程度)

弁護士費用の例

◆「弁護の補償」は、気になる費用をしっかりサポートします!

*補償内容、保険金額、保険料はP17~P18をご覧ください。

「弁護の補償」に加入した場合のお支払い事例(被害事故に関するトラブル)

歩道を歩行中に、背後から自転車に追突されて大ケガを負い、後遺障害を負った。弁護士に相談し、相手方に1千万円の損害賠償請求を求めて訴訟を提起した結果、勝訴し、全額受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用177万円

弁護士委任費用保険金のお支払い額
 $177万円 \times (100\% - 10\% \text{ (自己負担額)})$
 = 159.3万円

保険で、費用をカバー!

法律相談・書類作成にかかった費用1万円

法律相談費用保険金のお支払い額
 1万円-1,000円(自己負担額)
 = 9,000円

合計 **160万2,000円**
をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます!

さらに! 付帯サービスで、もしものときにより安心!

相談できる弁護士が身近にいなくても安心!

弁護士紹介サービス

保険金のお支払の対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客様から依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客様に弁護士を紹介いたします。

警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントがアドバイス 被害事故・嫌がらせ相談窓口

被害事故または人権侵害への対応が必要な際にお電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへご連絡をお願いします。

(※1) 本サービスは損保ジャパンの提供業者がご提供します。
 (※2) ご相談の際は、お名前、加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (※3) ご利用は日本国内からにかぎりあります。
 (※4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (※5) 「弁護の補償」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
 事故サポートセンター:【受付時間】24時間365日 0120-727-110



Q1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか?

実は、私たちの身の回りでは、さまざまな法的トラブルが起きています。

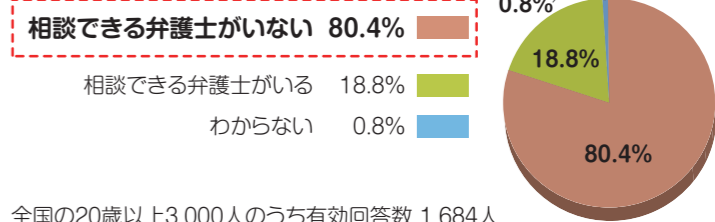
「ある」と答えた方
約6.5人に1人

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
 (注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護の補償」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも……

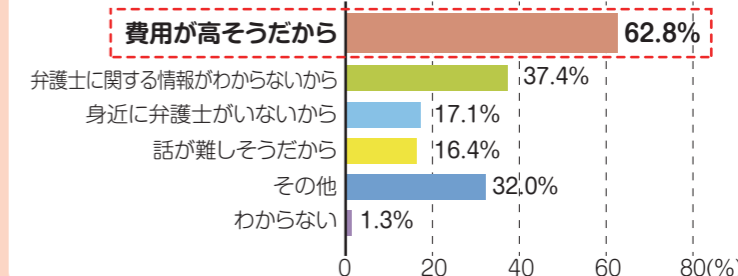
Q2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか?

「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。



Q3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか?

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。



「弁護の補償」で、万が一のトラブルに備えましょう!

*保険金額、保険料はP17~P18をご覧ください。

補償概要
 モデルお申し込み方法
 ケガの補償
 病気の補償
 がんの補償
 休業補償
 介護の補償
 弁護の補償
 プランニングシート
 各種サービスの案内
 よくあるお悩みQ&A

プランニングシート

合計保険料
(月払)

①+②+③+④+⑤+⑥=

円

必要な補償を選んでご自身の保険料を計算してみましょう。

①ケガの補償

保険料(月払)

①基本補償+オプション

円

	基本プラン①②		基本プラン③④		オプションプラン						
	特定感染症・危険あり		特定感染症・危険なし		基本プランに任意でセットしてご加入いただけます						
1口あたり保険金額	死亡後遺障害	入院・手術通院	死亡後遺障害	入院・手術通院	個人賠償責任	携行品損害			ホールインワン・アルパトロス		救護者費用
	100万円	入院日額:1,500円 手術:5・20・40倍 通院日額:1,000円	100万円	入院日額:1,500円 手術:5・20・40倍 通院日額:1,000円	1億円	10万円	20万円	30万円	30万円	50万円	300万円
口数制限	3~20口	1~5口	3~20口	1~5口	1口のみ						
個人型	型名	P1	P2	P3	WP1	XP3	XP1	XP2	YP1	YP2	ZP1
	1口あたり保険料	80円	290円	70円	90円	40円	70円	110円	180円	310円	10円
	希望口数	□	□	□	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑
家族型	型名	F1	F2	F3	WF1	XF3	XF1	XF2	YF1	YF2	ZF1
	1口あたり保険料	280円	1,040円	220円	90円	70円	110円	160円	440円	730円	30円
	希望口数	□	□	□	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑
計算額 円											
死亡・入院通院はセットでご加入ください											

③がんの補償

保険料(月払)

③基本補償+オプション

円

	基本プラン①		基本プラン②		オプション		
	SG1	SG2	ST1	ST2	先進医療		
診断保険金(がん)	100万円	100万円	5万円	10万円	SS		
入院(がん)	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円			最大 1,000万円		
手術(がん)	重大手術	20万円			50円 ※		
	入院時の手術	10万円					
	外来時の手術	2.5万円					
外来治療(がん)	1日につき 3,500円	1日につき 7,000円					
保険料(月払)	満年齢	保険料	保険料		保険料		
	0~24歳	90円 ☑	20円 ☑	30円 ☑	50円 ※		
	25~29歳	100円 ☑	50円 ☑	100円 ☑			
	30~34歳	170円 ☑	80円 ☑	150円 ☑			
	35~39歳	240円 ☑	120円 ☑	240円 ☑			
	40~44歳	350円 ☑	210円 ☑	420円 ☑			
	45~49歳	630円 ☑	320円 ☑	630円 ☑			
	50~54歳	1,010円 ☑	400円 ☑	790円 ☑			
	55~59歳	1,440円 ☑	550円 ☑	1,100円 ☑			
60~64歳	2,030円 ☑	780円 ☑	1,560円 ☑				
65~69歳	2,960円 ☑	1,050円 ☑	2,090円 ☑				

⑤介護の補償

保険料(月払)

⑤

円

⑤ 介護一時金	プラン①	プラン②	プラン③	
	SK1	SK2	SK3	
型名	SK1	SK2	SK3	
保険金額(一時金)	100万円	200万円	300万円	
保険料(月払)	満年齢	保険料	保険料	
	0~39歳	10円 ☑	10円 ☑	20円 ☑
	40~44歳	20円 ☑	30円 ☑	40円 ☑
	45~49歳	30円 ☑	60円 ☑	90円 ☑
	50~54歳	60円 ☑	120円 ☑	180円 ☑
	55~59歳	130円 ☑	250円 ☑	370円 ☑
	60~64歳	250円 ☑	490円 ☑	730円 ☑
	65~69歳	420円 ☑	830円 ☑	1,240円 ☑
70~74歳	880円 ☑	1,760円 ☑	2,630円 ☑	
75~79歳	1,840円 ☑	3,680円 ☑	5,520円 ☑	

②病気の補償

保険料(月払)

②基本補償+オプション

円

型名	基本補償										オプション	
	SN											
口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	SS 先進医療 SS 最大 1,000万円	
入院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円		
手術保険金	入院保険金日数 × 重大手術の場合 手術入院・外来手術ともに40倍 重大手術以外の場合 手術入院20倍、外来手術5倍										50円 ※	
保険料(月払)	満年齢	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口		10口
	0~24歳	60円 ☑	120円 ☑	180円 ☑	240円 ☑	300円 ☑	360円 ☑	420円 ☑	480円 ☑	540円 ☑		600円 ☑
	25~29歳	70円 ☑	140円 ☑	210円 ☑	280円 ☑	350円 ☑	420円 ☑	490円 ☑	560円 ☑	630円 ☑		700円 ☑
	30~34歳	100円 ☑	200円 ☑	300円 ☑	400円 ☑	500円 ☑	600円 ☑	700円 ☑	800円 ☑	900円 ☑		1,000円 ☑
	35~39歳	100円 ☑	200円 ☑	300円 ☑	400円 ☑	500円 ☑	600円 ☑	700円 ☑	800円 ☑	900円 ☑		1,000円 ☑
	40~44歳	110円 ☑	220円 ☑	330円 ☑	440円 ☑	550円 ☑	660円 ☑	770円 ☑	880円 ☑	990円 ☑		1,100円 ☑
	45~49歳	130円 ☑	260円 ☑	390円 ☑	520円 ☑	650円 ☑	780円 ☑	910円 ☑	1,040円 ☑	1,170円 ☑		1,300円 ☑
	50~54歳	180円 ☑	360円 ☑	540円 ☑	720円 ☑	900円 ☑	1,080円 ☑	1,260円 ☑	1,440円 ☑	1,620円 ☑		1,800円 ☑
	55~59歳	260円 ☑	520円 ☑	780円 ☑	1,040円 ☑	1,300円 ☑	1,560円 ☑	1,820円 ☑	2,080円 ☑	2,340円 ☑		2,600円 ☑
	60~64歳	350円 ☑	700円 ☑	1,050円 ☑	1,400円 ☑	1,750円 ☑	2,100円 ☑	2,450円 ☑	2,800円 ☑	3,150円 ☑	3,500円 ☑	
65~69歳	510円 ☑	1,020円 ☑	1,530円 ☑	2,040円 ☑	2,550円 ☑	3,060円 ☑	3,570円 ☑	4,080円 ☑	4,590円 ☑	5,100円 ☑		

※がんの補償の先進医療等費用補償と重複してご加入いただく事はできません。

④休業補償

保険料(月払)

④

円

休業補償プラン①(GLTD I)							支払対象外期間:372日
型名	54歳以下:GL1型 / 55歳:GL15型 / 56歳:GL16型 / 57歳以上:GL17型						
口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	
所得補償月額	(月額) 5万円	(月額) 10万円	(月額) 15万円	(月額) 20万円	(月額) 25万円	(月額) 30万円	
保険料(月払)	841円 ☑	1,682円 ☑	2,523円 ☑	3,364円 ☑	4,205円 ☑	5,046円 ☑	
病気・ケガで就業障害となった場合							
休業補償プラン②(GLTD II)							支払対象外期間:7日
型名	54歳以下:GL2型 / 55歳:GL25型 / 56歳:GL26型 / 57歳以上:GL27型						
口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	
所得補償月額	(月額) 5万円	(月額) 10万円	(月額) 15万円	(月額) 20万円	(月額) 25万円	(月額) 30万円	
死亡・後遺障害保険金額	最高250万円の一時金	最高500万円の一時金	最高750万円の一時金	最高1,000万円の一時金	最高1,250万円の一時金	最高1,500万円の一時金	
保険料(月払)	1,998円 ☑	3,996円 ☑	5,994円 ☑	7,992円 ☑	9,990円 ☑	11,988円 ☑	
病気・ケガで就業不能または就業障害となった場合							
事故の発生の日からその日をきめて180日以内にケガで死亡・後遺障害が発生した場合							

⑥弁護の補償

保険料(月払)

⑥

円

型名	プラン①	プラン②	プラン③
	SB1	SB2	SB3
補償範囲			
①人格権侵害に関するトラブル	●	●	●
②被害事故に関するトラブル	●	●	●
③借地または借家に関するトラブル	×	●	●
④遺産分割調停に関するトラブル	×	●	●
⑤離婚調停に関するトラブル	×	×	●
保険金額	法律相談・書類作成費用 通算 10万円 限度(自己負担1,000円)		
	弁護士費用 通算 300万円 限度(自己負担割合10%)		
保険料(月払)	190円	390円	450円

補償概要
お手続き方法
ケガの補償
病気の補償
がんの補償
休業補償
介護の補償
弁護の補償
プランニングシート
各種サービスの案内
お問い合わせセンター
お問い合わせ

いずれかの補償にご加入の方にご利用いただけます

S O M P O
健康 生活サポートサービス

ご利用になれる方
加入者さま・被保険者さま※(いずれの補償も対象)

1. メディカルサポートサービス

受付時間
24時間
365日



当保険にご加入のみなさまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ、日常の色々なお悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。介護、育児や法律、税金などお気軽にご相談ください。

①健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。



②医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

③専門医相談サービス(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

④介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

⑥法律・税務・年金相談サービス 予約制 30分間

一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。



⑤人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

●人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご案内・予約代行・受診券の郵送まで行います。



●PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご案内・予約代行・受診券の郵送を行います。

●郵送検査紹介

ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。

2. メンタルヘルスサービス

⑦メンタルヘルス相談サービス

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを電話で行います。

【受付時間】
平日: 9:00~22:00
土曜: 10:00~20:00
※日・祝日・12/29~1/4は休み



⑧メンタルITサポート (WEBストレスチェック)サービス

「保険ご加入者向けサービス」のサイトに専用IDでログインすることによりストレスチェックが実施できます。

【受付時間】 24時間・365日



(注1)「SOMPO 健康・生活サポートサービス」は、損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3)「SOMPO 健康・生活サポートサービス」のご利用は、日本国内からにかぎります。
(注4)「SOMPO 健康・生活サポートサービス」は、ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となる場合があります。
(注5)本サービスは、予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注6)サービスの詳しい内容につきましては、サービス利用規約をご確認ください。

介護の補償にご加入の方のみご利用いただけます。

認知症サポート SOMPO 笑顔倶楽部

ご利用になれる方
⑤介護の補償(介護一時金) 加入者さま・被保険者さま

介護に関する情報不足による不安や悩みを支援するWEBサービス

MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。

①知る

認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。

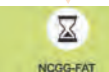
- 認知症の基礎知識
- 認知症の最新情報
- 専門家コラム など



②チェックする

認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービス(無料でご利用になれるものがあります)認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。

所要時間: 約5分
所要時間: 約20分



知る

チェックする

④ケア

介護が必要な状態になった場合に備え、SOMPOケア(介護事業)をはじめとする介護関連サービスをご紹介します。*

- 介護相談 ●施設見学
- 体験入居 ●介護実技研修 など



③予防

パートナー企業と連携し、MCI早期発見から運動、生活習慣のサポートプログラムなど、ニーズに合わせた幅広いサービスをご紹介します。*

認知機能低下予防に向けておススメのサービスをご提示する「サービスナビゲーター」もご用意しています。

(※)パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもありません。

- 保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介することが可能です。
- 保険金をお支払いする要介護状態に該当された後は、サービス利用費用に保険金をご使用いただくことができます。

⚠ SOMPO笑顔倶楽部は会員登録の上ご利用いただけます。会員登録の際は、ご契約の証券番号が必要になります。

- (注1)「SOMPO笑顔倶楽部」は、損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者が提供するサービスです。
(注2)「SOMPO笑顔倶楽部」は、お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
(注3)「SOMPO笑顔倶楽部」のサービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
(注4)本サービスは、予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5)サービスの詳しい内容につきましては、サービス利用規約をご確認ください。



詳しくはこちら

<https://www.sompo-egaoclub.com/>

SOMPO笑顔倶楽部 検索

マツダグループ従業員の皆さまにご利用いただけます。

介護なんでも相談室

ご利用になれる方
マツダグループ従業員さま
※団体保険に加入していなくてもご利用いただけます。

介護のことならなんでもご相談ください!

フリーコール 0120-155-703
※午前9時~午後6時(土・日・祝日も受付)

〈具体的相談例〉

- ・最近、母の様子が変わるけど、どこに相談すればいいんだろう?
- ・介護って費用はどのくらいかかるのかな?
- ・介護保険では、どんな介護サービスが受けられるのかな?

補償一覧表
モデルケース
お手続き方法
ケ力の補償
病気の補償
がんの補償
休業補償
介護の補償
介護の補償
井の補償
プランニングシート
各種サービスの案内
お問い合わせセンター

告知が必要な補償



② 病気の補償*

③ がんの補償*

④ 休業補償

⑤ 介護の補償*

新たに上記補償に加入される場合、または更新にあたり補償の追加、増額変更される場合には、保険の対象となる方(被保険者)についての健康状態の告知が必要です。

※②病気 ③がん ⑤介護の各補償は告知内容が共有されます。



正しく告知していただくことは大変重要です。

1. 告知の大切さについてのご説明

● 告知画面(告知書)はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご回答ください。

※ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

※ 代理告知について

・ 病気の補償・がんの補償・介護の補償では、被保険者が15歳未満の場合は、被保険者ご本人に代わって、親権者が被保険者ご本人の健康状態等をご確認のうえ、ご回答ください。

・ 病気の補償・がんの補償・介護の補償では、申込人ご本人以外のご家族(配偶者、子供、両親、同居の家族(兄弟姉妹、親族))の方が加入される場合は、加入されるご家族に代わって、申込人ご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、回答することができます。

● 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※ 「特に重要なお知らせ」の【ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)】を必ずお読みください。



2. 告知していただいたご契約のお引受け

● 所定の告知画面(告知書)の質問事項にお答えいただくのみで医師の診査は不要です。

● 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

3. 始期前の発病や事故による無責の取扱い

ご加入初年度の保険期間の開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害を原因とする保険金の支払事由に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度との保険期間の開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害であっても、保険金の種類により、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合は、その保険金の支払事由についてはお支払いの対象となる場合があります。

※詳しくは別冊「特に重要なお知らせ」をご確認ください。

(更新手続きについて)

No	Q	A
1	現在の加入内容で継続したいのですが、手続きが必要ですか?	いいえ。手続きをされなかった場合は自動継続となります。現在ご加入されている補償内容でご継続の場合は、お手続きは不要です。
2	現在の加入内容はどこで確認できますか?	WEBにてご確認いただけます。お手続きサイトへログイン後、トップ画面の「お申込内容の確認」ボタンから現在のご加入内容が表示されます。また、「お申込手続き」ボタンから表示される「被保険者登録・プラン選択」画面では、「現在ご加入のプラン」が「選択中」となっています。 ※お手続きサイトへのアクセス・ログイン方法はP4をご確認ください。
3	脱退手続きはどのようにすればいいですか?	マツダエースまでご連絡ください。
4	WEB手続きのパスワードを忘れました。	初期パスワード:生年月日(西暦)でログインできない場合は、マツダエース保険サービス部までご連絡ください。
5	WEB手続きの操作方法が分かりません。	下記操作マニュアルをご確認ください。 https://www.mazdaace.co.jp/online/Myplan_manual.pdf お手続きができない場合はマツダエースまでご連絡ください。



操作
マニュアル

(新規加入手続きについて)

6	がんの補償だけに加入することはできますか?	加入できます。ケガの補償・病気の補償・がんの補償・休業補償・介護の補償・介護の補償、いずれか1つだけの加入や自由に組み合わせての加入が可能です。
7	子どもだけ加入することはできますか?	ケガ・病気・がん・介護・介護の補償は加入できます。休業補償は従業員ご本人様のみが加入可能で、お子様は加入できません。加入できる方(被保険者)の範囲は、パンフレットの各補償ページをご確認ください。
8	「ケガの補償」で入院・通院だけの加入はできますか?	加入できません。「ケガの補償」基本プランは、死亡・後遺障害と入院・通院を必ずセットでご加入ください。
9	オプションだけに加入することができますか?	加入できません。それぞれの基本補償に加入が必要です。
10	「病気の補償」だけに加入して、個人賠償責任や携行品のオプションを付帯できますか?	付帯できません。日常生活のオプションは「ケガの補償」の特約です。ケガの補償に加入しないと付帯できません。
11	「ケガの補償」基本プランを個人型で、オプションプランは家族型で加入できますか?	加入できません。基本プランの型とオプションプランの型は同一の型でご加入ください。
12	保険期間の途中で、新規加入することはできますか?	【ケガの補償】 できます。
		【休業補償】 できます。
12	保険期間の途中で、新規加入することはできますか?	【病気の補償・がんの補償・介護の補償・介護の補償】 加入できます。ただし、すでに「病気の補償・がんの補償・介護の補償・介護の補償」のいずれかに加入中である場合、これらの補償を保険期間の途中で追加することはできません。更新の時期*に追加をお願いします。※毎年10月中旬
		13

(変更手続きについて)

14	保険期間の途中で内容を変更することができますか?	【ケガの補償】 変更可能:被保険者の追加・削除、口数変更、オプションの追加・削除、特定感染症・天災危険補償特約有無の変更 変更不可:個人型⇄家族型への変更
		【休業補償】 変更可能:口数の減口(補償範囲拡大は不可)、GLTD2からGLTD1への変更 変更不可:口数の増口、GLTD1からGLTD2への変更
		【病気の補償・がんの補償・介護の補償・介護の補償】 変更可能:被保険者の追加・削除、 変更不可:保険金額の増減、一部補償(オプション含む)の追加・削除
15	退職後の補償はどうなりますか?	【ケガの補償】 マツダ安心マイプランは脱退となり、補償はなくなります。お手続きが必要となりますので、マツダエース保険サービス部までご連絡ください。 ※ご家族を被保険者としてご加入中の場合も、社員様が退職されますと脱退となります。 【55歳以上のご退職の場合】OB様専用の団体傷害保険へご加入いただけます。
		【休業補償】 マツダ安心マイプランは脱退となり、補償はなくなります。お手続きが必要となりますので、マツダエース保険サービス部までご連絡ください。
		【病気の補償・がんの補償・介護の補償・介護の補償】 マツダ安心マイプランは脱退となり、補償はなくなります。お手続きが必要となりますので、マツダエース保険サービス部までご連絡ください。 ※ご家族を被保険者としてご加入中の場合も、社員様が退職されますと脱退となります。